平成２３年（フ）第１３５９号
さいたま市見沼区大字新堤121番地１
破産者　星　　典智
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１５号
埼玉県川口市幸町２丁目８番33―203号　川口パークホームズ・プライムコート
破産者　浅井　道夫
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５６号
埼玉県川口市大字前野宿311番地の５、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号
破産者　瀧ケ崎正次
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５７号
埼玉県川口市大字前野宿311番地の５、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号
破産者　瀧ケ崎加津子
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５８号
埼玉県川口市大字東本郷1798番地の22、前住所埼玉県川口市赤井４丁目７番３号
破産者　瀧ケ崎利祐
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜896番地３ホソイパナハイツ202
破産者　屋代　隆令
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８１号
埼玉県南埼玉郡白岡町上野田291－３　石渡方、住民票上の住所さいたま市大宮区桜木町２丁目２番地９
破産者　根岸　正枝
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４１号
埼玉県新座市東北２丁目13番23号　第二三上マンション405号室
破産者　シヤフイツク真由美
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７０号
さいたま市浦和区駒場１丁目27番15号　コーポミカミＡ
破産者　内藤眞理子
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
神奈川県平塚市浅間町３番16―710号　チュリス平塚
破産者　土肥ふみよ
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１６１号
広島県安芸郡熊野町貴船14―28　関村光子方、開始決定時の住所兵庫県尼崎市栗山町２丁目22番15―104号
破産者　籔内　伸晃
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７６号
大阪府守口市馬場町１丁目４番23号、住民票上の住所大阪府門真市小路町26番32号
破産者　山田　　清
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３４号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目３番２号
破産者　大城　玲子
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４５号
大阪府門真市上野口町28番１号シャトウ上野口102号室、開始決定時の住所大阪府門真市島頭２丁目１番37号
破産者　伊東　　学
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５８号
大阪市北区豊崎４－１－２　トレヴァンス梅田1106号室、開始決定時の住所大阪市北区豊崎３丁目８番14号　エステムプラザ梅田・茶屋町Ⅱエアパークス401号室
破産者　松山　貴子（旧姓島添）
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９９号
大阪市旭区今市２丁目19番９号
破産者　家村　信治
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０１号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番10―402号
破産者　原　　英文
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９４号
大阪市西成区玉出中１丁目８番５―605号
破産者　勢力　裕次
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１０号
大阪市西淀川区竹島５丁目１番６号　アドバンテージ107号室
破産者　酒井　康之
１　決定年月日　平成23年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部